

# 組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

## 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 30 年 4 月 13 日（1 号炉）

平成 30 年 4 月 13 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m<sup>3</sup>

| 施設名        |      | 空気中の濃度限度(※)                     | 分析結果            |                 |               |
|------------|------|---------------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
|            |      |                                 | 放射性<br>セシウム 134 | 放射性<br>セシウム 137 | 放射性<br>セシウム合計 |
| 仙南クリーンセンター | 1 号炉 | 放射性セシウム 134 20Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |
|            | 2 号炉 | 放射性セシウム 137 30Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1： 濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考 2： 3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1 に対する割合を求める（有効数字 2 桁）。
- 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1) で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 桁）、その月の測定値とする。
- 2) の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 桁）。
- 例えば 1～4 月まで測定した場合、1，2，3 月の平均、2，3，4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。

# 組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

## 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 30 年 5 月 18 日（1 号炉）

平成 30 年 5 月 30 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m<sup>3</sup>

| 施設名        |      | 空気中の濃度限度(※)                     | 分析結果            |                 |               |
|------------|------|---------------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
|            |      |                                 | 放射性<br>セシウム 134 | 放射性<br>セシウム 137 | 放射性<br>セシウム合計 |
| 仙南クリーンセンター | 1 号炉 | 放射性セシウム 134 20Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |
|            | 2 号炉 | 放射性セシウム 137 30Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1： 濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考 2： 3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1 に対する割合を求める（有効数字 2 桁）。
- 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1) で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 桁）、その月の測定値とする。
- 2) の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 桁）。
- 例えば 1～4 月まで測定した場合、1，2，3 月の平均、2，3，4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。

# 組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

## 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 30 年 6 月 7 日（1 号炉）

平成 30 年 6 月 8 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m<sup>3</sup>

| 施設名        |      | 空気中の濃度限度(※)                     | 分析結果            |                 |               |
|------------|------|---------------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
|            |      |                                 | 放射性<br>セシウム 134 | 放射性<br>セシウム 137 | 放射性<br>セシウム合計 |
| 仙南クリーンセンター | 1 号炉 | 放射性セシウム 134 20Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |
|            | 2 号炉 | 放射性セシウム 137 30Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1： 濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考 2： 3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1 に対する割合を求める（有効数字 2 桁）。
- 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1) で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 桁）、その月の測定値とする。
- 2) の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 桁）。
- 例えば 1～4 月まで測定した場合、1，2，3 月の平均、2，3，4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。

# 組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

## 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 30 年 7 月 20 日（1 号炉）

平成 30 年 7 月 20 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m<sup>3</sup>

| 施設名        |      | 空気中の濃度限度(※)                     | 分析結果            |                 |               |
|------------|------|---------------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
|            |      |                                 | 放射性<br>セシウム 134 | 放射性<br>セシウム 137 | 放射性<br>セシウム合計 |
| 仙南クリーンセンター | 1 号炉 | 放射性セシウム 134 20Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |
|            | 2 号炉 | 放射性セシウム 137 30Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1： 濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考 2： 3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1 に対する割合を求める（有効数字 2 桁）。
- 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1) で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 桁）、その月の測定値とする。
- 2) の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 桁）。
- 例えば 1～4 月まで測定した場合、1，2，3 月の平均、2，3，4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。

# 組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

## 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 30 年 8 月 10 日（1 号炉）

平成 30 年 8 月 17 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m<sup>3</sup>

| 施設名        |      | 空気中の濃度限度(※)                     | 分析結果            |                 |               |
|------------|------|---------------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
|            |      |                                 | 放射性<br>セシウム 134 | 放射性<br>セシウム 137 | 放射性<br>セシウム合計 |
| 仙南クリーンセンター | 1 号炉 | 放射性セシウム 134 20Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |
|            | 2 号炉 | 放射性セシウム 137 30Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1： 濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考 2： 3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1 に対する割合を求める（有効数字 2 桁）。
- 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1) で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 桁）、その月の測定値とする。
- 2) の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 桁）。
- 例えば 1～4 月まで測定した場合、1，2，3 月の平均、2，3，4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。

# 組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

## 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 30 年 9 月 21 日（1 号炉）

平成 30 年 9 月 21 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m<sup>3</sup>

| 施設名        |      | 空気中の濃度限度(※)                     | 分析結果            |                 |               |
|------------|------|---------------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
|            |      |                                 | 放射性<br>セシウム 134 | 放射性<br>セシウム 137 | 放射性<br>セシウム合計 |
| 仙南クリーンセンター | 1 号炉 | 放射性セシウム 134 20Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |
|            | 2 号炉 | 放射性セシウム 137 30Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1： 濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考 2： 3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1 に対する割合を求める（有効数字 2 桁）。
- 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1) で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 桁）、その月の測定値とする。
- 2) の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 桁）。
- 例えば 1～4 月まで測定した場合、1，2，3 月の平均、2，3，4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。

# 組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

## 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 30 年 10 月 26 日（1 号炉）

平成 30 年 10 月 8 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m<sup>3</sup>

| 施設名        |      | 空気中の濃度限度(※)                     | 分析結果            |                 |               |
|------------|------|---------------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
|            |      |                                 | 放射性<br>セシウム 134 | 放射性<br>セシウム 137 | 放射性<br>セシウム合計 |
| 仙南クリーンセンター | 1 号炉 | 放射性セシウム 134 20Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |
|            | 2 号炉 | 放射性セシウム 137 30Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1： 濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考 2： 3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1 に対する割合を求める（有効数字 2 桁）。
- 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1) で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 桁）、その月の測定値とする。
- 2) の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 桁）。
- 例えば 1～4 月まで測定した場合、1，2，3 月の平均、2，3，4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。

# 組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

## 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 30 年 11 月 16 日（1 号炉）

平成 30 年 11 月 30 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m<sup>3</sup>

| 施設名        |      | 空気中の濃度限度(※)                     | 分析結果            |                 |               |
|------------|------|---------------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
|            |      |                                 | 放射性<br>セシウム 134 | 放射性<br>セシウム 137 | 放射性<br>セシウム合計 |
| 仙南クリーンセンター | 1 号炉 | 放射性セシウム 134 20Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |
|            | 2 号炉 | 放射性セシウム 137 30Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1： 濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考 2： 3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1 に対する割合を求める（有効数字 2 桁）。
- 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1) で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 桁）、その月の測定値とする。
- 2) の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 桁）。
- 例えば 1～4 月まで測定した場合、1，2，3 月の平均、2，3，4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。



# 組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

## 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 30 年 12 月 11 日（1 号炉）

平成 30 年 12 月 12 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m<sup>3</sup>

| 施設名        |      | 空気中の濃度限度(※)                     | 分析結果            |                 |               |
|------------|------|---------------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
|            |      |                                 | 放射性<br>セシウム 134 | 放射性<br>セシウム 137 | 放射性<br>セシウム合計 |
| 仙南クリーンセンター | 1 号炉 | 放射性セシウム 134 20Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |
|            | 2 号炉 | 放射性セシウム 137 30Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1： 濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考 2： 3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1 に対する割合を求める（有効数字 2 桁）。
- 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1) で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 桁）、その月の測定値とする。
- 2) の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 桁）。
- 例えば 1～4 月まで測定した場合、1，2，3 月の平均、2，3，4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。

# 組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

## 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 31 年 1 月 9 日（1 号炉）

平成 31 年 1 月 21 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m<sup>3</sup>

| 施設名        |      | 空気中の濃度限度(※)                     | 分析結果            |                 |               |
|------------|------|---------------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
|            |      |                                 | 放射性<br>セシウム 134 | 放射性<br>セシウム 137 | 放射性<br>セシウム合計 |
| 仙南クリーンセンター | 1 号炉 | 放射性セシウム 134 20Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |
|            | 2 号炉 | 放射性セシウム 137 30Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1： 濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考 2： 3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1 に対する割合を求める（有効数字 2 桁）。
- 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1) で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 桁）、その月の測定値とする。
- 2) の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 桁）。
- 例えば 1～4 月まで測定した場合、1，2，3 月の平均、2，3，4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。

# 組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

## 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 31 年 2 月 6 日（1 号炉）

平成 31 年 2 月 7 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m<sup>3</sup>

| 施設名        |      | 空気中の濃度限度(※)                     | 分析結果            |                 |               |
|------------|------|---------------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
|            |      |                                 | 放射性<br>セシウム 134 | 放射性<br>セシウム 137 | 放射性<br>セシウム合計 |
| 仙南クリーンセンター | 1 号炉 | 放射性セシウム 134 20Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |
|            | 2 号炉 | 放射性セシウム 137 30Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1： 濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考 2： 3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1 に対する割合を求める（有効数字 2 桁）。
- 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1) で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 桁）、その月の測定値とする。
- 2) の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 桁）。
- 例えば 1～4 月まで測定した場合、1，2，3 月の平均、2，3，4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。

# 組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

## 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 31 年 3 月 13 日（1 号炉）

平成 31 年 3 月 13 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m<sup>3</sup>

| 施設名        |      | 空気中の濃度限度(※)                     | 分析結果            |                 |               |
|------------|------|---------------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
|            |      |                                 | 放射性<br>セシウム 134 | 放射性<br>セシウム 137 | 放射性<br>セシウム合計 |
| 仙南クリーンセンター | 1 号炉 | 放射性セシウム 134 20Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |
|            | 2 号炉 | 放射性セシウム 137 30Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1： 濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考 2： 3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1 に対する割合を求める（有効数字 2 桁）。
- 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1) で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 桁）、その月の測定値とする。
- 2) の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 桁）。
- 例えば 1～4 月まで測定した場合、1，2，3 月の平均、2，3，4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。